

第70回清水みなと祭り出店募集要項

募集出店数

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 日の出横丁（飲食販売等）※原則市内出店者に限る | 35区画 |
| (2) コミュニティ（企業・団体PR） | 10区画 |
| ※業者の方の出店はお断りします | |
| (3) 軽トラ市（農産物、雑貨、フリーマーケット等） | 30区画 |
| (4) キッチンカー（飲食販売等） | 7区画 |

すべての募集について、応募多数の場合、先着順となります。

出店概要

(1) 日の出横丁

- | | |
|--------|---|
| [出店日時] | 平成29年8月6日（日）10:00～21:00 |
| [出店場所] | 清水港日の出埠頭内 4・5号上屋裏手（西側）道路
※出店場所は抽選にて確定。 |
| [基本設備] | テント1張（3坪）机2本、椅子2脚、照明用蛍光灯1本、店名看板
電源（100V15A、1,500Wまで）コンセント2口、道路使用許可、
ゴミ回収費
1区画 間口2間（3.6M）×奥行1.5間（2.7M）
※出店希望は2区画まで |

(2) コミュニティ

- | | |
|--------|--|
| [出店日時] | 平成29年8月6日（日）10:00～14:00 |
| [出店場所] | 清水港日の出埠頭内 マリンターミナル、4・5号上屋前
※出店場所は出店者の状況により事務局にて確定。 |
| [基本設備] | 1区画 間口5.5M×奥行5.5M（出店希望は1区画まで）
※テント、机、椅子等は各出店者で用意すること。
ゴミは持ち帰ること。火気器具等の使用は禁止。 |

(3) 軽トラ市

- | | |
|--------|--|
| [出店日時] | 平成29年8月6日（日）10:00～14:00 |
| [出店場所] | 清水港日の出埠頭内 マリンターミナル、4・5号上屋前
※出店場所は出店者の状況により事務局にて確定。 |
| [基本設備] | 1区画 間口5.5M×奥行5.5M（出店希望は2区画まで）
※テント、机、椅子等は各出店者で用意すること。
ゴミは持ち帰ること。火気器具等の使用は禁止。 |

(4) キッチンカー

- [出店日時] 平成29年8月6日(日) 10:00~21:00
- [出店場所] 清水マリパーク(イベント広場)
※出店場所は出店者の状況により事務局にて確定。
- [基本設備] 電源(100V15A 1,500Wまで) コンセント2口、ゴミ回収費
1区画 間口5.5M×奥行5.5M(出店希望は1区画まで)

出店資格

- (1) 清水みなと祭り実行委員会が定める条件を理解し、公序良俗に反せず、清水みなと祭りの開催に協力できる者
- (2) 原則として、市内在住者、または、市内に本支社・営業所等を置く事業者または団体とする。
ただし、清水みなと祭り実行委員会(以下、実行委員会)が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的としないこと。
- (4) 反社会的勢力に所属する個人・団体でないこと。

出店条件

- (1) 実行委員会の決定事項に従うこと。
- (2) 出店説明会に必ず出席すること。(代理出席可)
- (3) 決められた出店区画や設営・撤去時間を守ること。
 - ①日の出横丁 撤去は、22:00までに完了すること
 - ②コミュニティ 撤去は、14:30までに完了すること
 - ③軽トラ市 撤去は、14:30までに完了すること
 - ④キッチンカー 撤去は、22:00までに完了すること設営については8:00~9:00の間にする。日の出埠頭周辺が、9:00から交通規制が開始されるので、それまでに搬入を終え、指定の場所に駐車を完了すること。それ以降の車両の移動については行わないこと。
撤収時間、車両移動時間等を守れないものについて、来年度以降出店できないものとする。
- (4) 静岡市火災予防条例及び関係法令、消防署の指導に則って防火対策を行うこと。
- (5) 飲食物の販売を行う者は、静岡市、浜松市または静岡県のいずれかによる露店営業許可を受けていること。また、賠償補償額が1事故1億円以上となる生産物賠償責任保険に加入すること。
- (6) 火気器具等を使用する出店者は、賠償補償額が1事故1億円以上となる施設賠償保険に加入すること。
- (7) 実行委員会が指定する期日までに出店料を入金すること。
- (8) 静岡県暴力団排除条例に基づき、当日参加する者全員の誓約書、本人確認書類等を提出すること。

注意事項

- (1) 販売商品は必ず価格表示すること。
- (2) ブースの又貸しや名義貸しは禁止する。
- (3) 出店申込書の内容と出店の実態が異なること。
- (4) くじ、輪投げ、射的など射幸心を煽る出店の禁止。
- (5) ブース内及びその周辺で出たごみは、出店者でまとめて実行委員会で指定する場所に分別して出すこと。船、樽、廃油、油、それらの容器については、出店者がその日の内に持ち帰ること。また、販売した飲食物の容器等を回収するためのゴミ箱を必ず用意すること。
- (6) 申込者と当日出店者が同一であること。

出店料

出店料については、下記のとおりである。

- | | | |
|------------|-----|---------|
| (1) 日の出横丁 | 1区画 | 45,000円 |
| (2) コミュニティ | 1区画 | 2,000円 |
| (3) 軽トラ市 | 1区画 | 2,000円 |
| (4) キッチンカー | 1区画 | 45,000円 |

振り込まれた出店料は、開催中止等いかなる理由があっても返金はしないものとする。また、いかなる補償もしないものとする。

その他

- (1) この要項及び関係法令を遵守できない出店者は、発見した時点から出店できないものとする。
- (2) 飲食物を取り扱う出店者は、食材に関して保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理すること。また、許可された品目以外の物を販売しないこと。
- (3) 会場を汚さないよう心がけること。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等の対策を行うこと。また、汚した場合は、必ず清掃し、原状回復すること。
- (4) 排水に関しては、各自で準備・持ち帰ること。みだりに排水しないこと。
- (5) 火気器具等を使用するものは、必ず消火器を設置すること。使用する消火器は、「業務用消火器」で、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものを使用すること。
- (6) 出店要項でいう火気器具等とは
 - ①液体燃料を使うもので、ガソリンを使用する発電機や石油ストーブ等。
 - ②固体燃料を使うもので、炭を使用する木炭コンロ等が該当。
 - ③気体燃料を使うもので、LPガスを使用するコンロやカートリッジ式のこんろ等が該当。
 - ④電気を熱源とするもので、電子レンジやホットプレート等が該当。
 - ⑤火災の発生のおそれのある器具で、火消しつぼ等が該当。※ただし、発電機、カセットコンロ等については使用を禁止する。
- (7) 出店者は、出店場所使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、出店者の責任において、損害賠償を負うものとする。
- (8) 火気器具等の下には、必ず断熱性の不燃材（石こうボード等）を敷くこと。

- (9) LP ガスの転倒防止策を講ずること。
- (10) 消防検査時間までに準備を完了すること。

申込期間

平成29年5月8日（月）～5月30日（火）必着

※応募多数の場合は先着順

申込の流れ

- (1) 申込期限までに、下記申込先まで必要箇所に記入・捺印の上、以下のものを郵送もしくは持参にて提出すること。

[提出書類]

- ①出店申込書
- ②誓約書
- ③宣約書
- ④本人確認書類
(官公署が発行した顔写真付、有効期限があり、最新の住所の記載がある本人確認書類)
- ⑤露店出店許可証（飲食物を提供する者）

※提出書類に基づき審査を行いますので、審査結果によっては出店をお断りする場合があります。

※書類提出時点では出店を許可したものではありません。

説明会后、出店許可証の交付を以って出店許可になります。

- (2) 出店説明会 **20日（火） 19:00～（変更になりました。）**
平成29年6月~~16日（金）~~ 19:00～
静岡市役所清水庁舎 3階 313会議室

出店説明会の前日までに出店料を下記口座にお振込みください。

※オプション料金で電気の増設申込みを受付ますので、個別で申込みをお願いします。

[振込口座]

清水銀行 本店 普通 2190247
清水みなと祭りの会 財務部会 飯田一晴

- (3) 平成29年6月2日（金）提出期限

[提出書類]

- ①関係車両届出書
- ②保険証書の写し
- ③当日参加者の本人確認書類
- ④当日持ち込み機器届出書

(4) 平成29年7月28日(金) 郵送予定

[出店者様への送付書類]

①出店許可証

②出店場所

③駐車許可証

[申込先]

清水みなと祭り実行委員会 日の出委員会 出店部会事務局

(静岡商工会議所 清水事務所内)

〒424-0821

静岡市清水区相生町6-17 清水産業・情報プラザ4階

電話 054-353-3401 FAX 054-352-0405